

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311021014	元年10月21日	元年11月15日	2年2月25日	民間事業者による行政情報の有効な利活用推進	【提案の具体的内容】 行政が保有する国民の生死・住所情報等について、顧客本人の事前同意を前提に、民間事業者による有効な利活用を推進していただきたい。 ・例えば具体的に、個人番号をキーとして、もしくは公的個人認証を通じ、地方公共団体情報システム機構の保有する生死・住所情報等の異動情報をタイムリーに生命保険会社が活用できるようにしていただきたい。	【提案理由】 ・生命保険は契約締結後から保険金の支払いまで、一般的に長期にわたり契約管理を行っており、顧客の異動(死亡・住所変更等)については顧客の申し出に基づき必要な手続を行っている。生命保険会社全体で、年間約60万件的死亡保険金請求(もしくは支払・約350万件的終身年金等の支払手続における生存証明書の提出案内等の生存確認・約1,000万件的住所変更手続を行っている(2017年度基準)。) ・人口減少・少子高齢化が進む中、今後、ヒト、モノが相互にデータでつながっていく時代において、協議領域のデータを官民で共有し、様々な手続に関してオンライン処理を促進することが重要であり、死亡や住所変更等の官民に共通する手続については、本人の事前同意を前提に、顧客を介さずバックオフィスで連携することが効果的と考える。 ・東日本震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して行政機関が被災した被保険者等に関する安否情報や避難先等の情報を提供できることが明確になれば、被災者に対するより迅速・確実な保険の提供が可能となる。 ・本人の事前同意を前提に、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を活用できれば、より迅速・確実な保険金支払等に繋がる。例えば、生死情報や住所情報の利用により、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続をより迅速かつ確実に実施できれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 ・公的個人認証制度を活用する場合においても、現状では照会をしなければ異動の有無等の情報を確認することができず、タイムリーな情報把握やコスト等業務上の課題があると認識している。また、現行制度上で生死情報や住所情報に係る異動の把握は把握できるものの、異動後の情報が確認できないことや、顧客によるマイナンバーカードの定期的な更新等が前提となるなど、長期にわたり契約管理するうえで課題があるものと認識している。	一般社団法人 生命保険協会	内閣官房 総務省	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9において、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、別表第一の上欄に掲げる国の機関等から公表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、機構が保存する本人確認情報を提供することとされています。また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第18条第1項及び第2項において、機構は、署名検証の求めがあったときは、署名用電子証明書失効情報又は署名用電子証明書失効情報ファイル(以下「署名用電子証明書失効情報等」という。)の提供を行うこととされており、生命保険会社は、機構から署名用電子証明書失効情報等の提供を受け、生命保険会社で取得している署名用電子証明書の有効性を確認することで、異動等の有無を確認することができます。	住民基本台帳法第30条の9、別表第一公的個人認証法第18条第1項、第2項	対応不可	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)は、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項を基とした本人確認情報を国の機関等に提供することを可能としたシステムであり、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する上、民事上の契約を履行するためにこれを利用することは想定されており、提案の事務を実施するために住基ネットを利用することはできません。 なお、住民基本台帳法第30条の9の規定により、本人確認情報の提供は「求め」に応じて行うこととされていることから、現在住基ネットの利用が認められている機関においても、いわゆる「フック型」で本人確認情報の提供を受けることはできないものです。 また、公的個人認証サービスについても、個人情報保護の観点から、署名利用者からオンラインで文書が送付された際に、署名検証者が機構に対して、その文書に付された署名用電子証明書の有効性を確認する仕組みになっており、変更後の住所情報等を機構から署名検証者に送付することはできません。	
311021015	元年10月21日	元年11月15日	元年12月19日	行政機関からの照会に係る事務手続の電子化	【提案の具体的内容】 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化していただきたい。	【提案理由】 ・現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が行われれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考えられる。 ・具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続が電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増進する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を旨しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 ・官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムとの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、政府・一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続を電子化することは、政府の方針にも適うものと考えられる。また、「デジタル・ガバメント実行計画」において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされているところ、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。	一般社団法人 生命保険協会	内閣官房 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査を実施するとともに、滞納となつた国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税徴収法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律第19条	検討着手	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言」官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府庁や地方公共団体、金融機関(銀行、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめによる原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省庁力・迅速化への取組みを推進していきます。	◎
311127026	元年11月27日	元年12月16日	2年3月1日	事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式を原則化すること	事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式の原則化	オンラインによる行政手続においては、本人確認のために、電子証明書(年間約8,000円程度)やマイナンバーカード、およびカードを読み取るカードリーダーが必要であり、事業者にとっては負担となっている。政府は、2020年4月から、社会保険手続における採用・退職時の手続において、ID・パスワード方式を導入する予定としているが、本取組みは事業者の負担軽減につながることから、その他の手続にも広げていくべきである。その際、法人共通認証基盤(GピズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易な認証を広くしていくことが重要である。	日本商工 会議所	内閣官房 経済産業省	行政手続をオンラインで行う際の本人確認については、手続を所管する各府省において、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、電子署名やID・パスワードの入りによる本人確認を行っている。	行政手続における本人確認の手法に関するガイドライン(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)	現行制度下で対応可能	行政手続の利便性を向上するため、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、「本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、…法人や個人事業主向けの行政手続」における「GピズID」の活用等による本人確認手法の多様化を図ると記載されており、これに基づいて、各府省において、今後、オンライン利用促進に取り組むこととしている。また、GピズIDについて、平成31年2月に運用を開始しており、経済産業省が所管する「グラタン、保安ネット」で既に利用可能であるほか、今年度中にはラサホplusで利用を開始し、令和2年4月からは厚生労働省の所管する企業による従業員の社会保険手続でも採用・退職時の手続を中心に可能なものについて順次利用を開始する予定となっている。今後、その他の行政手続についてもGピズIDを利用して手続を行うことができるよう引き続き調整を進めていく。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
311127028	元年11月27日	2年1月24日	2年4月23日	行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること	<p>ア. 災害時の対応機能拡大 大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の差別・特定、救急対応が極めて重要となるだけでなく、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、本人同意のもとで必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。</p> <p>イ. ワンカード化の推進(公的身分証との統合促進) 災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合(ワンカード化)を進めるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合(ワンカード化)を進めるため、健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されたが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。(注)エストニアでは、2021年10月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みを踏まえて、マイナンバーカードのICチップ内の利用者電子証明書と連携し、オンラインバンキングや選挙などの電子投票に利用することも可能となっている。</p> <p>ウ. 取得促進に向けた体制整備 現状では自治体窓口におけるカードの受け取り時間帯が平日の夕刻までに限られている地域が多く、受け取りにかかる個人の負担は大きい。このため、一部の自治体で実施されている、社会人が受け取りやすい夜間交付や休日交付の時間帯拡充、郵送交付等を、全国の自治体に横展開すべきである。</p>	<p>ア. 前段 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7項により、マイナンバーカードのおもて面には顔写真と基本情報(氏名、性別、住所、生年月日)が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となっています。</p> <p>ア. 後段 マイナンバー制度では、行政機関等が効率的な情報管理と迅速な情報の提供にマイナンバーを用いることで、行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることを目的としており、マイナンバーの利用範囲と利用機能を法律に明記しております。現在、同制度においては、医療機関等が医療情報の連携にマイナンバーを用いる仕組みとしては、平成27年12月10日にとりまとめられた「医療等分野における番号制度の活用等に関する検討報告書」において、「マイナンバーそのものを情報連携の手段としてネットワークのシステムに入れて用いることは、マイナンバーの漏えいの危険性を高め、マイナンバー制度のセキュリティ等とも矛盾することになる等として、マイナンバーそのものを用いることは不適切とされたことも踏まえ、</p> <p>一方、マイナンバー制度では、マイナンバーカードのICチップ内の利用者電子証明書を利用するなど、国民自らが様々な本人の個人情報に安全で効率的にアクセスできる情報インフラの構築を進めており、同報告書においては、「医療等分野でも、こうしたマイナンバー制度の情報インフラを最大限に活用していくことが合理的である」としています。これを踏まえ、マイナンバー制度の基盤を活用し、マイナンバーカードで被保険者資格を確認することを可能とする。オンライン資格確認システムの構築を進めています。また、医療等分野の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用し、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報、患者本人や全国の医療機関等が確認できる仕組みに、特定健診情報は2021年3月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みを踏まえて、マイナンバーカードのICチップ内の利用者電子証明書と連携し、情報の確認を可能とする予定です。</p> <p>イ. 前段 マイナンバーカードと運転免許証は統合されていません。</p> <p>イ. 後段 デジタル・ガバナメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、令和2年度以降、患者の利便性向上のためにモデル事業、実験・モデル事業を踏まえた横展開を行うこととしています。</p> <p>ウ マイナンバーカードは顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったものであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することとされており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第13条第2項)そのため、住民の利便性を考慮し、土日・夜間開庁の実施を行っている市区町村もあります。また、本人確認をカードの交付申請時に、出来上がったカードを後日、郵送で交付する「申請時来庁方式」や、さらに企業等にアウトリーチして本人確認と交付申請交付を行う「出張申請交付の実施を行っている市区町村もあります。</p>	<p>ア. 前段 「IDカードとしての機能拡充」が指すものが必ずしも明らかではないが、左記のとおり、個人情報の行政機関による読み取りにまず対応が完了しています。</p> <p>ア. 後段 医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用し、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報、患者本人や全国の医療機関等が確認できる仕組みに、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者電子証明書と連携し、情報の確認を可能とする予定です。</p> <p>イ. 前段 運転免許証とマイナンバーカードの統合に当たっては、交通違反等の現場において、警察官が運転免許の有無や条件を確認することができるか否かが課題となること、運転免許証の記載事項のマイナンバーカードの券面への表示、マイナンバーカードのICチップ情報の読み取り、警察官が免許関係情報を確認するための端末の整備・運用、運転免許証のシステムとマイナンバーカードのシステムの接続等について、警察活動に与える影響や費用対効果等を整理する必要もあるものと考えております。</p> <p>イ. 後段 デジタル・ガバナメント関係会議の方針に基づき、マイナンバー制度をメリットを国民により実感してもらえよう、医療機関においてマイナンバーカードを活用し、患者の利便性向上に資する取組を支援するため、モデル事業を実施することとしています。</p> <p>また、モデル事業で得た成果を横展開し、マイナンバーカードの利活用の促進を図ることとしています。</p> <p>ウ 土日・平日夜間開庁の実施や出張申請交付の実施については、昨年9月に全市区町村に対してマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定を依頼する中で、積極的な実施を要請しており、昨年12月時点での予定も含め、土日・平日夜間開庁については1312団体、出張申請交付については940団体で取組でもらっているところです。</p> <p>また、交付円滑化計画の取りまとめを通じて把握した出張申請交付の実施などの各市区町村におけるカード取得促進のための取組事例について、本年2月に各市区町村に横展開するための事例集として共有、総務省ホームページに掲載しております。</p>	<p>ア. 前段 現行制度下で対応可能</p> <p>ア. 後段 その他</p> <p>イ. 後段 検討予定</p> <p>ウ. 現行制度下で対応可能</p>	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条等</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年政令第155号)第13条第2項</p>	<p>個人</p>	<p>内閣官房 総務省 厚生労働省</p>	<p>個人</p>	<p>【内閣官房】 オープンデータ基本指針(平成29年5月30日「IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定」令和元年6月7日改正)に基づき、政府は積極的にオープンデータに取組むこととされています。</p> <p>【総務省】 政府調達情報については、調達ポータルサイト(https://www.gps-portal.go.jp/nps-web-biz/UAZ01/OZAZ010)において確認できます。調達ポータルは電子調達情報のオープンデータ化として主に物品、役務等の資格情報、入札情報、契約等、電子情報を各府省庁が登録した上で、一元的に資格審査情報、入札・契約情報を取り扱う窓口サイトを目的として平成30年度から運用を開始しております。</p>	<p>【内閣官房】 引き続き、政府全体のオープンデータの取組促進に向けて、各府省の取組計画・内容の現状確認等を行い、各状況を踏まえフォローアップいたします。</p> <p>【総務省】 調達ポータルでは、現在、令和2年度から検索機能の強化などに着手することとしており、今後利用の皆様のご意見をいただきながらの改善を行い、利便性の向上を目指してまいります。</p>
311230002	元年12月30日	2年1月24日	2年2月25日	政府調達情報のopen data化	<p>【要望】 政府調達情報のopen data化を推進してほしいです。</p> <p>【現状】 政府調達情報は政府のサイトであるhttps://www.gps.go.jp/で閲覧できますが、かなり使いにくいです。また、情報が構造化されておらず、ソフトウェアなどで分析しにくいです。APIも整備されていないです。政府調達情報に関する民間事業者のデータベースもありますが、有料で使いにくいです。また、情報が網羅されていないわけではないです。</p>	<p>【付加価値】 1.「民主的ガバナンス」をより良いものにする。 2.スマート公共サービス」に関して民間事業者が関与しやすくなる。 3. 政府の予算削減。 例) 資料所は「化」をこれから推進すると言われているが、既に100億円程度を使っており、非効率的なソフトウェアシステムで運用されていると推察されますが、細かく分析できない。もし細かく分析できれば、より良いソフトウェアシステムを提案出来るだけでなく、政府の予算削減にも繋がると思います。</p> <p>【その他】 ・「入札」に関しては、この要望の提案には含まれていません。</p>	<p>個人</p>	<p>内閣官房 総務省</p>	<p>個人</p>	<p>【内閣官房】 引き続き、政府全体のオープンデータの取組促進に向けて、各府省の取組計画・内容の現状確認等を行い、各状況を踏まえフォローアップいたします。</p> <p>【総務省】 調達ポータルでは、現在、令和2年度から検索機能の強化などに着手することとしており、今後利用の皆様のご意見をいただきながらの改善を行い、利便性の向上を目指してまいります。</p>	<p>個人</p>	<p>【内閣官房】 引き続き、政府全体のオープンデータの取組促進に向けて、各府省の取組計画・内容の現状確認等を行い、各状況を踏まえフォローアップいたします。</p> <p>【総務省】 調達ポータルでは、現在、令和2年度から検索機能の強化などに着手することとしており、今後利用の皆様のご意見をいただきながらの改善を行い、利便性の向上を目指してまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317038	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 8月26日	個人に対して医療情報を円滑に提供する仕組みの整備	医療機関に対する開示手続を簡素化するとともに、開示・提供フォーマットを標準化したうえで電磁的形式での提供を推進すべきである。 また、特定健診情報や薬剤情報等を閲覧する仕組みが整備されつつあるマイナポータルにおいて、医療現場の診療・検査等を通じて発生する検査データや所見データを確認できるようにすべきである。	健康寿命の延伸に向けては、個人が自らの健康・医療情報を把握・管理し、健康管理や病気のケアに主体的に関与することが極めて重要である。その手段として、健康・医療に関する情報を集約・活用する仕組みであるPHR(Personal Health Record)への期待は大きい。手続に要する負担が小さくない。例えば、本人が医療機関に対して自身の医療情報の開示・提供を受ける際には、医療機関から書面による請求を求められる場合や、申請時と開示・提供時の二回の訪問を求められる場合がある。加えて、開示・提供の手段やフォーマットが医療機関間異なるため、PHRを通じた医療情報の利活用の阻害要因となっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 (合議) 内閣官房 個人情報保護委員会	医療機関の開示手続については、診療情報の提供等に関する指針(平成15年9月12日付け医政発第0912001号)で診療情報の提供等に関する指針の策定について(別添)に基づき、医療従事者等の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図っています。 後段については、「経済政策運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」に沿って、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報以外のデータ項目を患者本人や医療機関等で確認できる仕組みを推進することとしております。	診療情報の提供等に関する指針(平成15年9月12日付け医政発第0912001号)「診療情報の提供等に関する指針の策定について(別添)」	検討着手	患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手帳等の情報についても2022年中に稼働させます。それ以外のデータ項目については、情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目途にデータヘルス改革に関する工程を具体化する予定です。 診療記録の開示に関する手続については、「診療情報の提供等に関する指針」において、医療機関の管理者が当該指針の規定を参考にして定めることとなっておりますが、上述の議論の状況も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。	
020317041	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	行政機関から生命保険会社に対する情報照会手続の電子化	照会文書の様式を統一化するとともに、手続を電子化すべきである。	行政機関は、国民の財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。この照会手続は、多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その他、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して照会又は書面による取引照会を実施しております。なお、照会文書の書式の統一については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。 【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なしの様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月の生活保護関係全国協議会協議資料において所定の様式を使用する必要がある旨を掲載して各自治体に再周知しました。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律第19条 【厚生労働省】 生活保護法第29条	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を昨年度開催し、令和元年11月「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を策定し、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)に反映しました。 同とりまとめ及び「デジタル・ガバメント実行計画」では、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進してまいります。	検討着手	
020317042	2年 3月17日	2年 5月25日	2年 6月24日	行政機関における電子契約システムの活用促進	電子契約システムの対象契約や参加省庁の拡大を図るべきである。	公共調達に際して、行政機関(発注者)と民間事業者(受注者)の間では契約から納入検査、請求に至るまでさまざまな手続が発生する。一連の手続をデジタル化し、官民双方の業務効率化を図る観点から、政府において「電子契約システム」の導入が進められている。しかしながら、参加省庁が4府省(内閣府、国土交通省、農林水産省、防衛省)にとどまるほか、対象となる契約も公共工事・コンサルタント業務等に限定されている。このため、書面の契約書や請求書等を郵送で取り回す作業が依然として残っており、官民双方の生産性向上が十分に進んでいるとは言い難い。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 国土交通省	「電子契約システム」は、公共工事・建設コンサルタント業務について、一連の契約手続をインターネット経由で電子的に行う国土交通省が運用するシステムであり、公共工事・建設コンサルタント業務持者の事務手続(前払金請求等)に対応するよう開発したものです。 「電子契約システム」では契約から請求まで一貫して、書面の取り回しや押印を必要としないよう、電子署名を用いた電子的な書類の授受を実現しており、公共工事・建設コンサルタント業務を実施する主な4府省(国土交通省、農林水産省、防衛省、内閣府)において、令和元年度に運用を開始しました。 なお、国土交通省が実施する公共工事・建設コンサルタント業務については、令和2年度より原則として全件を電子契約の対象としており、入札公告において電子契約手続を用いることを明示するとともに、各地方整備局等のホームページにおいて「電子契約システム」の案内を行っています。 一方、「電子調達システム」は、物品・役務等について、一連の契約手続をインターネット経由で電子的に行う総務省が運用するシステムであり、「電子契約システム」が対象としない契約においても各省庁で電子契約に対応可能となっているところ。	会計法第49条の2 契約事務取扱規則第28条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317061	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	引越し手続のオンライン・ワンストップ化の実現	内閣官房では「引越しワンストップサービス」を推進しており、2019年12月には民間事業者の参画による実証実験が行われていることから、実験結果を早期にとりまとめ、引越し手続のオンライン・ワンストップ化を推進すべきである。なお、政府の資料では転入の手続にあたり国民が地方自治体の窓口を訪問することが前提とされているため、将来的には、民間事業者が構築する「引越しポータルサイト」を用いて行政機関の窓口を訪問することなく転入・転入手続を実施できるようにすべきである。	引越し等による住所の変更[とない、国民は自治体や事業者(電気・ガス・水道等)]に対して個別に氏名や新住所等の情報を提出しなければならない。同一の情報も自治体や事業者に対して繰り返し提出することの負担は大きく、手続漏れも発生している。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 総務省	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、2019年(平成31年)4月に取りまとめた方針に基づき、2019年度(令和元年度)に、引越しポータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続についてはマイナンバーを経由)を行うサービスについて、地方公共団体や民間事業者等の協力の下、実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめることと、地方公共団体や民間事業者等において運用準備を行い、順次サービスを開始することとされています。また、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めることとなっています。 なお、個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、現在もオンラインで実施することが可能です。一方、転入届については、対面での厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に向わなければならない必要があります。	住民基本台帳法第22条、第24条第1項、第27条第2項 住民基本台帳法施行令第11条 住民基本台帳法施行規則第52条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第6項	対応	①民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、2019年度(令和元年度)に実サービス検証を行い、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しに伴う電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始しています。 また、②地方公共団体の手続に係る引越しワンストップサービスについても、住民基本台帳制度上、転入届の際には対面での厳格な本人確認が必要であることを前提として、マイナンバーを活用した方式で2019年度(令和元年度)にサービス検証を行い、課題の洗い出し、効果検証等を行いました。 なお、検証の結果につきましては、2020年(令和2年)3月17日のIT総合戦略本部新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会において報告、公表しております。 2020年度(令和2年度)におきましては、①民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、更なる課題検証を進め、民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めていく予定です。また、②地方公共団体の手続に係る引越しワンストップサービスについては、更なる実証実験を実施し、その結果を踏まえた対応を行っていく予定です。	
020317064	2年3月17日	2年9月1日	9月25日	無人航空機に関する関係手続のオンライン・ワンストップ化の実現	無人航空機の飛行に際して必要な手続を行政機関等を跨いで一元的に案内・実施できるオンライン・ワンストップサービスを実現すべきである。	無人航空機(ドローン)の飛行にあたっては、飛行場所や飛行方法に応じて多種多様な法令や自治体の条例等を遵守する必要がある。このため、無人航空機を飛行させようとする者は関係する法令・条例を網羅的に把握して必要な申請手続を行わなければならない。結果的に、申請者に煩雑な事務負担を生じさせているばかりか、無人航空機の円滑・迅速な利活用を妨げている。法令・条例毎に求められる申請事項の中には重複する内容も存在しており、事業者の負担軽減は重要な課題である。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 小規模 無人機等 対策推進室 国土交通省	無人航空機を飛行させるに当たって、航空法上の手続に加え、各自治体の条例等により、公園等の管理者への飛行可否の確認等が必要な場合があります。	航空法第102条、第102条の2 等	対応	「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、令和2年度中に、内閣官房は、関係省庁の協力を得て、各地方公共団体の条例について改めて実態を調査し、その結果を国土交通省航空局のHPIに反映し充実させます。	
020317069	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	民間取引における本人確認手続のデジタル化の推進	民間取引における本人確認に際して、デジタル技術を用いた手段を原則とするよう、将来に向けて環境整備を図るべきである。	マネー・ロンダリングやテロ資金供与への対策として、金融サービスを中心に民間取引における正確な本人確認の重要性が高まっている。法令に基づく本人確認手段として、本人確認書類の提示や写しの送付が認められており、事業者は適切に対応している。一方、現状では当該書類の偽造や盗難による不正利用、個人情報漏洩等のリスクが存在するとともに、事業者には書類の保管コストが発生している。マイナンバーカードの電子証明書や、同カードを含む各種公的書類のICチップに格納された券面記載事項の電子データの活用により、対面・非対面の双方で高精度の本人確認が可能となるため、既に関係法令の改正によりこれらの手段を活用した本人確認が認められている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 警察庁 金融庁 総務省	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者の本人確認等に関する法律施行規則」に基づき本人確認においては、本人確認手段として、本人確認書類の提示のほか、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認等も認められております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条、第19条 携帯音声通信事業者の本人確認等及び携帯音声通信事業者の本人確認等に関する法律施行規則第3条、第8条、第11条、第19条、第21条	現行制度 下で対応 可能	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者の不正な利用の防止に関する法律施行規則」では、既にマイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認手続及び本人確認記録の電子的保存を認めており、本人確認手続のデジタル化の推進に向けた環境整備を行っております。 また、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に問わず、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認をできる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、令和元年12月から順次、業所管省庁を通じて業界団体等に対し、要請文を発生しております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020317083	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	個人情報保護法の適用除外(共同研究事例)の明確化	Q&Aにおける具体的事例の充実など、関係者が適用除外の該当有無を判断しやすくなる措置を講じるべきである。	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定(個人情報取扱事業者の義務)を適用しないこととしている。そのうえで、Q&Aでは、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」と明記されている。しかしながら、「1つの主体」や「学術研究の用に供する目的」の内容が不透明なため、大学と企業の間や同一組織の間で認識が異なる場合がある。その結果、学術研究目的での共同研究における個人情報の利活用が実施されにくい事態を招いている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房個人情報保護委員会 総務省	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定(個人情報取扱事業者の義務)を適用しないことを規定しております。その上で、個人情報保護法のQ&Aでは、同条の内容を解説しており、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」としております。また、独立行政法人、国立大学法人等は、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」から除外されているため、上記の規定等の対象とはなっていません。	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	検討に着手	ご指摘の箇所も含め、個人情報保護委員会では、個人情報保護法の内容についてわかりやすくお示しするため、個人情報保護法のガイドライン・Q&Aを策定しております。また、具体的な適用関係については個別の状況を踏まえて判断する必要があることから、「個人情報保護法相談ダイヤル」や本年4月に開設した「PPC センサーサポートデスク」において、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発に努めているところであり、こうした取り組みを通じて、法律の内容に関する効果的な周知広報をより一層進めていきます。また、内閣官房に設置された「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」及び「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、学術研究機関を含む民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、検討を進め、来年の通常国会に必要な法案の提出を図ります。	